

○菊川市家具転倒防止事業実施要綱

平成17年1月17日

告示第147号

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が居住する住宅内にある家具を金具等で固定すること（以下「取付事業」という。）により、高齢者の地震に伴う家具の転倒、散乱による被害を防止又は軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「家具」とは、ダンス、食器棚、テーブル、冷蔵庫等で地震発生時に転倒することにより、生命の危険又は傷害を及ぼす可能性のあるものをいう。

(対象世帯)

第3条 取付事業を受けることができる世帯は、市内に居住する65歳以上のひとり暮らし世帯及びふたり暮らし世帯とする。

(費用負担)

第4条 取付事業に係る費用は、市が負担するものとする。

(申請手続)

第5条 取付事業を受けようとする世帯は、家具転倒防止金具等取付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、家具転倒防止金具等の取付けの可否を判断し、その旨を家具転倒防止金具等取付（可・否）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(取付事業の委託)

第7条 取付事業は、菊川市建築組合に委託して行うものとする。

(取付事業の内容等)

第8条 取付事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 取付の方法は、別表及び「地震による家具の転倒を防ぐには」（家具の転倒防止対策に関する検討委員会発行）を基準とすること。
- (2) 転倒防止金具等を用いて柱、壁、床等に固定すること。
- (3) 家具の固定は、家具5台までとすること。
- (4) 家屋の柱、壁、床等の補強は、行わないものとする。

菊川市家具転倒防止事業実施要綱

(報告)

第9条 第7条の規定により取付事業を受託した菊川市建築組合は、取付事業が完了した場合は、その旨を家具転倒防止事業戸別完了報告書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

(免責)

第10条 この要綱による取付事業により固定された家具が、転倒し被害等が発生した場合は、市及び菊川市建築組合は、その責めに帰すべき理由によるものを除き、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月17日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の菊川町家具転倒防止事業実施要綱(平成16年菊川町要綱第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

菊川市家具転倒防止事業実施要綱

別表（第8条関係）

家具転倒防止金具等取付基準

区分	固定方法
タンス	横板を渡した後、上部をL字金具、ベルト、チェーン等で2箇所以上固定する。 二段タンスは、分割面を連結金具で前後左右を固定する。
食器棚	タンスに準じる。 開き戸には、開き防止金具を付ける。
テーブル （食卓）	脚部をL字金具で床に固定する。
冷蔵庫	背面の取手部分と壁をベルト、針金等で固定する。
テレビ	台と一緒に専用ベルトで固定し、更に壁に固定する。
電子レンジ	穴空き金具を裏面左右に取り付け、壁面と金具等を固定する。
その他	可能な限り壁等に固定する。

（注）固定に使用するビスは、32ミリメートル以上とし、1箇所当たり複数本使用すること。

菊川市家具転倒防止事業実施要綱

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

家具転倒防止金具等取付申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

住所 菊川市

申請者 氏名 ㊦

電話番号 ()

下記に掲げる条件を承諾し、家具転倒防止金具等の取付けを申請します。

住居の種類	1持家 2借家 3アパート 4公営住宅
固定を希望する家具等の種類（5台以内を○で囲む。）	和ダンス・洋服ダンス・食器棚・テーブル・冷蔵庫 電子レンジ・その他（ ）
家主等の承認 （住居の種類2・3・4に該当する人）	上記申請により家具転倒防止金具等を家屋（壁、床等）に取り付け、固定することを承諾します。 年 月 日 所有者又は管理者 住所 氏名 ㊦ 電話番号 ()

内容条件

- 1 家具等固定後の苦情に対し、市及び菊川市建築組合は、責任は負いません。
- 2 家具等の固定は、地震発生時に絶対転倒しないことを保障するものではありません。したがって、万一固定した家具等が転倒し被害が発生しても、市及び菊川市建築組合は、その損害賠償の責任は負いません。
- 3 借家、アパート又は公営住宅の明渡しの際は、金具等の取外しは、各自自費をもって行き原状に復してください。
- 4 転倒防止家具は、一世帯当たり5台を標準とします。
- 5 テレビの固定を希望される方は、専用バンドを購入先電気店に相談の上、事前に用意願います。

菊川市家具転倒防止事業実施要綱

様式第2号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

家具転倒防止金具等取付（可・否）決定通知

第 号

年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった家具転倒防止金具等取付けについて、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 家具転倒防止金具等取付けを、実施します。
取付日（予定） 年 月 日（ ）
- 2 家具転倒防止金具等取付けを、実施しません。
理由

（注意事項）

- 1 金具等の取付けは、菊川市建築組合が行います。身分証明書で御確認ください。
- 2 転倒防止家具等の周囲は、取付けがしやすいよう整理整頓をお願いします。
- 3 金具等の取付けは、家具等合わせて5台までとします。
- 4 転倒防止金具取付け後に発生した事象及び苦情に対し、市及び菊川市建築組合は責任を負いません。

問い合わせ先

菊川市家具転倒防止事業実施要綱

様式第3号（第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

家具転倒防止事業戸別完了報告書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

菊川市建築組合

組合長 氏 名 ㊟

下記のとおり家具転倒事業が完了したので、報告します。

決定通知書 年月日番号		年 月 日 第 号	
完了年月日		年 月 日	
申請者	住所	菊川市	
	氏名		
転倒防止家具等の名称		①	②
		③	④
		⑤	
施工者	住所	菊川市	
	氏名	㊟	
	電話番号	()	
申請者確認欄		家具転倒防止事業の完了を確認しました。 年 月 日 住所 氏名 ㊟	

(注) 完成写真を添付してください。